

多数当事者の債権関係(1)：保証以外

2017/12/13

松岡 久和

【序論】

1 多数当事者の債権関係の意義と共通の問題点

- ・ 1個の給付について複数の債権者や債務者が存在する場合の問題
- ・ 共通の問題点 ①対外的効力：債権者や債務者の1人が全部の請求や履行を行えるか
②相互影響：数人のうちの1人について生じた事由の他の者への影響
③対内関係：1人が受けた者の給付の分配、弁済を行った者の求償

2 共同所有形態との関係

- (1) (準)共有(264条)の特則としての「多数当事者の債権関係」
- (2) 債権・債務の合有的帰属(例組合の債権・債務)や債権・債務の総有的帰属(例入会や権利能力なき社団の債権・債務)は全員(実質的には団体)に帰属。
 - ・ 合有債権の履行請求は全員が共同でしかできず、合有債務は、全員が合有財産によって全額の履行責任を負い、併せて、構成員各人は固有財産によって負担部分の範囲で分割責任を負う(新675条。旧675条を補強)。
 - ・ 総有債権の履行請求は代表者のみが行える。総有債務は、もっぱら総有財産が責任を負い、構成員各人は固有財産による責任を負わない(異論もある)。

【分割債権関係】

1 意義 — 分割原則←個人主義思想

2 対外的効力

- ・ 原則：平等割合を推定。特約や法律の規定(例相続分)があれば相手方の知・不知にかかわらずそれに従い、分割され、各債権者は分割後の各自の債権額の限度でのみ請求可能、債務者は分割後の各自の債務額の限度でのみ責任を負う(427条)。
- ・ 分割債権者の自己の債権額を超える請求は他人の債権の行使。債権額を超える弁済は無効⇒非債弁済(705・703条)。表見的受領権者に対する弁済(478条)で例外的に有効。
- ・ 分割債務者の自己の債務額を超える部分の履行は第三者弁済(474条)。

3 相互影響

- ・ 無影響(相対的効力の原則)

4 対内関係

- ・ 表見的受領権者への弁済(478条)⇒債権喪失者は、全部弁済受領者に不法行為による損害賠償請求または不当利得返還請求。
- ・ 第三者弁済⇒契約・事務管理・不当利得などによる求償や代位(499条以下)。

5 分割原則の問題点と判例の転換

- ・ 判例は、可分の債権債務は、連帯債務であっても共同相続人に当然に分割されるとして徹底した分割原則を採ってきたが、銀行実務は共同相続人の一部のみによる預金の払戻請求には応じていない。
- ・ これには、①債権者は取立てが煩瑣、②債権者の負担部分確知は困難、③無資力者からの回収不能の場合、相続という偶然事情により債権の効力を弱めるとして学説には批判が強かった。
- ・ 最大判平28・12・19民集70巻8号2121頁は判例を変更：共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる(法定債権には及ばない?)。

【不可分債権関係】

1 意義

- ・ 不可分債権(428条)・不可分債務(430条)：性質上の不可分の給付を内容とする債権・債務関係で債権者 and/or 債務者が複数の場合

不可分債権の例 一個の物の引渡し

- ・複数債務者の受ける反対給付が不可分の場合も性質上、不可分債務

例 共同相続した賃借人の賃料債務（賃料債権は分割債権）、不可分物の買主が共同相続した場合の代金債務

※複数債務者の移転登記は債務者各人全員が持分につき義務を負うので不可分債務でない。

2 対外的効力

(1) 不可分債権

- ・各債権者は全部の履行請求が可能。単独で給付請求訴訟が提起でき、強制執行もできる。債務者もどの債権者にも全部履行が可能。

(2) 不可分債務

- ・債権者は各債務者に全部の履行請求が可能（430・432条）。各債務者は総債務者のために全部の履行が可能。

3 相互影響（いずれの場合も相殺は稀）

(1) 不可分債権

- ・履行請求、履行、相殺を除き相対効（新428条、432条・434条・435条の2）。
- ・債権者G₁が債務者Sとの間で更改や免除を行っても、他の債権者G₂はSになお履行請求ができるが、G₂はG₁に分与されるべき利益をG₂にではなく直接Sに償還しなければならない（429条ただし書）。←求償の循環による不便の回避。

(2) 不可分債務

- ・弁済等による債務の満足や弁済の提供・受領遅滞、相殺・混同には絶対効があるが（新430条、新438条・新439条）、それ以外は相対効（新430条・新441条）。
- ・債権者Gが一人の債務者S₁の債務を免除しても、他の債務者S₂はGに対して全部の給付義務を免れない。S₂から求償を受けたS₁はGに償還請求可能。

4 対内関係

- ・いずれの場合も負担部分は全員平等と推定（427条の適用ないし類推適用）。
- ・不可分債権：利益部分に応じた分配請求権。不可分債務：負担部分に応じた求償権（430・442条以下）。

5 不可分債権関係の解消

- ・給付が可分になると（**例**物の引渡債務⇒損害賠償債務）、分割債権関係に移行（431条）。

【連帯債務】

1 意義と機能

・数人の債務者が同一内容の可分給付についてそれぞれ独立して全部の給付をなすべき義務で、全部の給付により総債務者の債務が消滅するもの（新436条）。

- ・歴史的機能とその変化

- ①保証同様の債権担保機能：連帯保証認定の厳格さの補充
- ②共同事業者関係：組合法理・権利能力なき社団法理へ吸収
- ③損害賠償債務等の連帯責任→いわゆる不真正連帯債務論

- ・具体的効果を説明するために複数債務説を採る見解が通説。

①全部給付義務・義務の一倍額性、②負担部分に応じた求償、③付従性の欠如、④一定の絶対的効力事由、⑤一人に対する債権の譲渡可能性、⑥各債務態様（条件・期限・利率・担保設定等）の多様性

2 連帯債務の成立

(1) 法律行為（＝契約または遺言）

- ・契約は順次でも可（契約書枚数は無関係）、連帯の合意が必要←連帯不推定の原則

(2) 法律規定

- ・719条・761条、一般法人118条、商511条・537条・579条、会社9条・430条など

3 対外的効力

- ・任意の債務者（複数も可能）に全部または一部の履行請求が可能（432条）。
- ・1人の債務者に対する勝訴判決を得ても弁済を得るまで他の債務者に全額訴求が可能。
- ・債務者の破産時には全額での参加・権利行使が可能（旧441条・破産104条）。

- ・連帯債務者の一人の詐害行為は、他の債務者の資力に関係なく取消可能。

4 相互影響

(1) 絶対的効力事由

- ① 弁済・弁済類似の債務消滅効果を生じるもの（代物弁済・供託） ← **債務の一倍額性**
- ② 弁済提供 ← なすべきことを行った債務者の保護
- ③ **更改**（旧435条＝新438条） → 債務全体の消滅
- ④ **相殺**（旧436条＝新439条） → 債務全体の消滅＋負担部分に限っての他人の相殺の援用
- ⑤ **混同**（旧438条＝新440条） → 債務全体の消滅

種々の根拠：求償の循環防止（免除・混同）、意思の推測（更改）、公平（消滅時効）

(2) 相対的効力事由

- ・ 上記以外は相対的効力事由で影響なし（旧440条＝新440条。意思表示による追加可能）。

例 1人の債務者に関する無効・取消し（旧433条＝新437条）

1人の債務者に対する履行の請求（旧434条を削除）

1人の債務者に対する債権のみの譲渡・差押え・転付命令

1人の非金銭債務者の過失による債務不履行の場合の損害賠償責任

1人の債務者に対する債務の免除（旧437条を削除）

1人の債務者についての消滅時効（旧439条を削除）、時効の完成猶予・更新、時効利益の放棄

1人の債務者に対する判決の既判力

5 対内関係＝求償関係

- ・相互保証の性格から全部弁済した一人の連帯債務者に当然求償権があるとの理解

(1) 求償権の成立要件

- ・ ① **出捐** 免除や消滅時効による免責では求償権は発生しない。
- ・ ② **共同の免責** 保証のような事前求償権（460条）はない。
- ・ 負担部分を超えない一部弁済でも求償権は発生する（判例・通説）。
←公平；他の連帯債務者の無資力危険を弁済者が負うのでは弁済を抑制する。

(2) 効果－求償できる範囲

- ・各連帯債務者の負担割合に応じた求償。
- ・特約があればそれに従い、なければ平等（427条適用ないし類推適用）。
- ・基準額：出捐額と免責額の小さい方＋免責日以降の法定利息＋必要費・損害（442条）

(3) 求償権の制限（443条）

- (a) 事前通知の懈怠の効果：求償を受けた者は債権者に対する抗弁権を求償者に対抗可能（求償拒絶権の発生）。

相殺の場合には、反対債権が求償者に移転。

- (b) 事後通知の懈怠の効果：善意の第二弁済者は第一弁済者の求償を拒絶し、自己の弁済を有効な弁済として第一弁済者に求償可能（債権者からの返還を選択することも可能）。

- ・ Y₁が免除されたことを通知しなかった場合には出捐がないので求償の問題は生じないが、弁済者 Y₂は本条2項を（類推）適用して、Y₁に求償可能（通説。判例は反対）。

←無益な弁済の防止・弁済者保護

- ・ Y₁が弁済したことを通知しないうちに Y₂が X から免除を受けても、Y₂には求償権が発生しないので、本条は適用されず、第一弁済が有効な限度で免除は無効。Y₁は Y₂に求償可能。

(c) 共通の問題

- ・懈怠による債権者の無資力危険の移転という観点の重要性
- ・弁済済や弁済が行われようとしていることを知っている者に対しては通知は不要。すなわち、事前・事後の通知は、求償の不可欠要件ではない。

★二重弁済の双方に通知の懈怠があった場合の処理

判例・通説：443条が適用されず時間的に先行する第一弁済のみが有効（→もっぱら Y₂のみが X に不当利得返還債権を有し、その無資力危険を負担する）

(4) 求償に関する無資力危険の分担

- (a) 連帯債務者間の無資力危険の分担（444条）
 - ・負担部分に応じた無資力危険の分担（本文の原則。負担部分ゼロ同士の者は平等負担）
 - ・求償懈怠後の無資力は、懈怠者のみが負担（但書）
- (b) 連帯の免除の場合の債権者の無資力危険負担（445条）
 - ・連帯の免除：連帯債務からの離脱＝負担部分の分割債務への変更。

【不真正連帯債務】

- 1 問題の所在
 - ・主観的な共同関係がない共同不法行為者の連帯責任（719条）等にも連帯債務の規定をそのまま適用してよいか。
- 2 不真正連帯債務説（判例・通説）
 - ・連帯債務とは2点で異なっていた：主として被害者保護の観点での担保的効力の強化。
 - ① 弁済等の免責行為以外には絶対的効力事由は不適用←主観的共同関係の欠如
 - ② 自己の負担部分を超える弁済をしない限り、求償権は不発生
- 3 批判（個別検討説・類型論）
 - ・「不真正」という消極的な定義で画一的に処理するのは不当。具体的結論は類型的な個別の利益衡量が必要。
- 4 改正の要点
 - ・履行請求、免除、消滅時効の絶対的効力を否定し、連帯債務の典型を不真正連帯債務に近づけ、特約による絶対的効力事由の追加を認める。
 - ・従来の不真正連帯債務と異なる結果になるのは、負担部分以下の弁済者も求償が可能となることである（上記1②の変更）。

【絶対的効力事由の整理】

不可分債権	連帯債権	不可分債務	新・連帯債務	旧・連帯債務
履行請求	履行請求			履行請求
弁済	弁済	弁済	弁済	弁済
代物弁済？	代物弁済？	代物弁済	代物弁済	代物弁済
供託	供託	供託	供託	供託
	更改	更改	更改	更改
	免除			免除
	相殺	相殺	相殺	相殺
	混同		混同	混同
				消滅時効